

「外務員等資格試験に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 16 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 10 年 12 月から、損害保険代理店等の役職員が特定金融商品取引業務により投信等を販売するに当たっての外務員資格試験として特別会員四種外務員資格試験を創設し、同資格試験を運営してきたところである。

近年、同資格試験の受験者数が極端に減少しており、今後も大幅な増加が見込めない状況であることに鑑み、特別会員四種外務員資格及び同資格試験のあり方について「外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」にて検討を行った結果、既に同資格試験に合格した者が取得している資格の有効性については継続する必要があるものの、同資格試験については一定の猶予期間を設けた後に廃止することが妥当であるとの結論に至ったことから、同資格試験を廃止するため、「外務員等資格試験に関する規則」等の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

- (1) 特別会員四種外務員資格試験を廃止する。(第 3 条、第 4 条、第 11 条)
- (2) その他所要の整備を図る。

2. 関連規則の一部改正について

上記 1. に伴い、既に特別会員四種外務員資格試験に合格した者の外務員登録、資格更新研修等について、所要の整備を図る。

- ① 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(第 4 条)
- ② 「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」(第 9 条)
- ③ 「協会の内部管理責任者等に関する規則」(第 11 条の 2、第 19 条)
- ④ 「金融商品仲介業者に関する規則」(第 18 条)

III. 施行の時期

平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 26 年 5 月 16 日(金)から平成 26 年 5 月 30 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：

郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「特別会員四種外務員資格試験廃止に係る『外務員等資格試験に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先 資格管理部 登録グループ（TEL 03-3667-8460）

以 上

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（試験の種類） 第 3 条 試験は、次に掲げる <u>6 種類</u> とする。 1 ） （ 現 行 ど お り ） 5 （ 削 る ） <u>6</u> 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>（受験資格） 第 4 条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定めるすべての要件を満たさなければならない。 1 ） （ 現 行 ど お り ） 3 （ 削 る ）</p> <p><u>4</u> 特別会員内部管理責任者資格試験 イ ・ （ 現 行 ど お り ） ロ</p> <p>（金融商品仲介業登録予定者等に係る受験手続等） 第 11 条 協会員は、金融商品仲介業登録予定者（<u>金融商品取引法</u>（以下「<u>金商法</u>」という。）第 66 条に規定する金融商品仲介業の登録（以下</p>	<p>（試験の種類） 第 3 条 試験は、次に掲げる <u>7 種類</u> とする。 1 ） （ 省 略 ） 5 <u>6</u> 特別会員四種外務員資格試験 <u>7</u> 特別会員内部管理責任者資格試験</p> <p>（受験資格） 第 4 条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定めるすべての要件を満たさなければならない。 1 ） （ 省 略 ） 3 <u>4</u> 特別会員四種外務員資格試験 イ <u>第 1 号イ及びロの要件を満たす者であること。</u> ロ <u>特別会員の代理を行う者又は代理を行う者になろうとする者のうち、特別会員が特定金融商品取引業務（金融商品取引法（以下「<u>金商法</u>」という。）第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務をいう。）に従事させようとする者であること。</u></p> <p><u>5</u> 特別会員内部管理責任者資格試験 イ ・ （ 省 略 ） ロ</p> <p>（金融商品仲介業登録予定者等に係る受験手続等） 第 11 条 協会員は、金融商品仲介業登録予定者（<u>金商法</u>第 66 条に規定する金融商品仲介業の登録（以下「<u>登録</u>」という。）を受けようとす</p>

改 正 案	現 行
<p>「登録」という。)を受けようとする者をいう。以下同じ。)若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業登録予定者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業登録予定者の商号、名称又は氏名等について、所定の方法によりあらかじめ本協会に届出を行い、本協会の確認を得た後、第6条第1項の定めるところにより受験手続を行うものとする。</p> <p>2) (現行どおり) 5</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 第 7 条に規定する不正受験者及び不正受験に、この改正の施行の日前における改正前の第 3 条第 6 号に規定する特別会員四種外務員資格試験の不正受験者及び不正受験を含む。</p>	<p>る者をいう。以下同じ。)若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業登録予定者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業登録予定者の商号、名称又は氏名等について、所定の方法によりあらかじめ本協会に届出を行い、本協会の確認を得た後、第6条第1項の定めるところにより受験手続を行うものとする。</p> <p>2) (省 略) 5</p>

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（外務員資格） 第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 ㄱ (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験 <u>（平成 27 年 1 月 1 日改正前の試験規則第 3 条第 6 号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）</u>の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>（外務員資格） 第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 ㄱ (省 略)</p> <p>5</p> <p>6 特別会員四種外務員 試験規則による一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験、特別会員二種外務員資格試験若しくは特別会員四種外務員資格試験の合格者又は本協会の新任外務員課程研修の修了者</p>

**『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』
に関する細則』の一部改正について（案）**

平成 26 年 5 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（資格更新研修の特例） 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験及び特別会員四種外務員資格試験（平成 27 年 1 月 1 日改正前の試験規則第 3 条第 6 号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）に合格した者</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>3 受講義務期間内に試験規則第 3 条各号に定める資格試験及び特別会員四種外務員資格試験に合格した者</p> <p>4 ・ （ 現 行 ど お り ）</p> <p>5</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>（資格更新研修の特例） 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験に合格した者</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 受講義務期間内に試験規則第 3 条各号に定める資格試験に合格した者</p> <p>4 ・ （ 省 略 ）</p> <p>5</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例） 第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p>1 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験（平成 27 年 1 月 1 日改正前の試験規則第 3 条第 6 号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者</p> <p>2 ・ （ 現 行 ど お り ） 3</p>	<p>（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例） 第 11 条の 2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない</p> <p>1 平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>2 ・ （ 省 略 ） 3</p>
<p>（協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第 19 条 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第 11 条第 2 項から第 4 項まで、第 11 条の 2、第 14 条第 2 項から第 4 項まで又は第 14 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が 3 年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試</p>	<p>（協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第 19 条 （ 省 略 ）</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第 11 条第 2 項から第 4 項まで、第 11 条の 2、第 14 条第 2 項から第 4 項まで又は第 14 条の 2 の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が 3 年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が店頭デリバティブ取引会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合</p>

改 正 案	現 行
<p>験)) の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3 特別会員 試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</p> <p>3 ・ 4</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>験)) の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 店頭デリバティブ取引会員 試験規則第3条第1号若しくは第2号又は第4号から第6号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>3 特別会員 試験規則第3条第1号若しくは第2号又は第4号から第6号までに掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者</p> <p>3 ・ 4</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 16 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（資格試験の受験） 第 18 条 協会員は、金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に、「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）<u>第 3 条各号</u>に掲げる資格試験（以下「資格試験」という。）を受験させようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について所定の方法によりあらかじめ本協会に届け出を行い、本協会の確認を得るものとする。</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>（資格試験の受験） 第 18 条 協会員は、金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に、「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）<u>第 3 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号</u>に掲げる資格試験（以下「資格試験」という。）を受験させようとするときは、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名等について所定の方法によりあらかじめ本協会に届け出を行い、本協会の確認を得るものとする。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p>